

小規模事業者応援給付金交付事業

町では、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、経営に影響を受けた町内の小規模事業者(中小企業基本法上に規定されている中小企業および個人事業主)に対し、応援給付金を支給します。

交付対象者

- (1) 町内に事業所を有し、主たる事業活動を町内で行う事業者で、次のアまたはイのいずれかに該当し、今後も町内で事業を継続する意思があること。
 - ア 個人事業主にあつては、町内で主に事業を行っていること。
 - イ 法人にあつては、本店所在地を町内とした登記が行われていること。
- (2) 国の持続化給付金(新型コロナウイルス感染症の影響などにより、売り上げが前年同月比で50%以上減少している者)または県の小規模事業者等再起応援金(新型コロナウイルス感染症の影響などにより、売り上げが前年同月比で20%以上減少している者)の交付を受けていること。

給付額 給付額は1交付対象者に対し、1回限り10万円。

申請手続き

- (1) 申請窓口 観光まちづくり課
- (2) 申請方法 南越前町役場まで郵送または、観光まちづくり課、今庄・河野事務所に、申請書および必要書類を直接提出ください。
- (3) 申請締切 10月31日(土)まで
- (4) 申請書および必要書類

ア 南越前町小規模事業者応援給付金申請(請求)書兼誓約書と給付金の振込先預金口座の通帳の写し

イ 国の持続化給付金の給付通知書の写し(または、県の小規模事業者等再起応援金申請書兼誓約書の写し)と振込みが確認できる書類(通帳の写しなど)

※1 「南越前町小規模事業者応援給付金申請」請求書兼誓約書は、町ホームページからダウンロードできます。

※2 通帳の写しとは、口座名義が分かる表紙および給付金の振込みが確認できる部分の写しです。

問合せ 観光まちづくり課 小規模事業者応援給付金係

☎0778-47-80002

がんばろっさ
南越前町!

対象のお店で最大
20%
戻ってくるキャンペーン

1 概要

町では、新型コロナウイルス感染症の拡大により経営に影響を受けた事業者の経営の持続化を図り、また、地域内における消費を促進するため、電子決済サービスPayPay(ペイペイ)を利用する町内外消費者の町内のキャンペーン対象店でのPayPay支払いに対し、決済金額の最大20%をポイントとして付与するキャンペーンを実施します。付与上限は1回当たり1,000円相当で1か月当たり10,000円相当です。

※PayPay残高、Yahoo! JAPANカード、PayPayあと払い(一括のみ)での支払いが対象となります。

Yahoo! JAPANカード以外のクレジットカードでの支払いは対象外です。

2 期間 9月1日(火)～10月31日(土)

3 対象店舗確認方法

PayPayアプリで確認ください。なお、対象店舗はマップ上のアイコンに「応援」マークが付きまます。

●PayPayの利用について PayPayの登録方法と利用について、詳しくは次のURLまたはQRコードからホームページをご覧ください。
<https://paypay.ne.jp/guide/>

問合せ

・PayPayの利用について

PayPayカスタマーサポート窓口
(年中無休・24時間受付)

TEL 0120-9990-634

その他

観光まちづくり課

☎0778-47-80002

